制限付一般競争入札の公告

令和元年１０月２３日

　社会福祉法人博愛会の発注する多機能型障がい児通所支援施設「すまいるステーションときぞう新築工事」の制限付一般競争入札について、次のとおり公告します。

米子市一部５５５番地

社会福祉法人博愛会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　安　田　明　文

記

１　入札に付する事項

（１）工事名　　すまいるステーションときぞう新築工事

　（２）工事場所　鳥取県米子市一部５５５番地

　（３）工事概要

・工事範囲：すまいるステーションときぞう新築工事（障がい児通所支援施設：放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業）に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備・外構工事それらに付随する業務等

・構造規模：軽量鉄骨造平屋建

・建物用途：障がい児通所支援施設

（放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業）

　　　・敷地面積：９，７０７．７９㎡

　　　・建築面積：　　２３４．３４㎡

　　　・延床面積：　　２３４．３４㎡

（４）施工期間：契約締結の日から令和２年３月２０日まで

２　入札参加資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業のうち、調達公

告で指定するものを受けていること。

（３）鳥取県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必

要な資格を有する者のうち、次に該当する者であること。

①鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第９条第１項により建築一式工事の　格付けがＡランクの者

②本社あるいは支社が米子市内にある者

（４）鳥取県建設工事等競争入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置を受けて

いない者であること。

（５）過去１０年以内に、次に該当する建築工事又は類似する建築工事について、履行実

績があること。

　　　　・構　　造　軽量鉄骨造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造

　　　　・延床面積　２００㎡程度以上

　　　　・定　　員　障がい者支援施設（通所２０人程度）または児童福祉施設

３　参加資格申込書等の提出

（１）入札参加希望者は、入札参加申込書（様式１）に、次の書類を添付して提出しなけ

ればならない。

　　　・入札参加資格確認書（様式２）

　　　　・会社の概要及び施工実績が示されたパンフレット

　　　　・建設業の許可証の写し

　　　　・類似業務の施工実績概要書（様式６）

　（２）入札参加申込書等の用紙は、下記アドレスの社会福祉法人博愛会ホームページ

　　においてダウンロードできる。

https://www.hakuaikai-smile.jp/

　（３）参加申込書等の提出期限は次のとおり。

　　　　・提出期限　令和元年１１月１日（金）午後５時３０分までに必着のこと

　　　　・提出方法　持参あるいは郵送により提出することとし、提出期限までに到着し

たものに限り受け付ける。

　　　　・提出部数　各１部

　　　　・提出場所　社会福祉法人博愛会　法人本部総務課

　　　　　　　　　　　TEL：0859-37-1100 FAX：0859-27-7233

　　　　　　　　　　　〒689-3533　米子市一部５５５番地

　４　設計図書等の配布

　（１）入札参加者には設計図書等、図面・仕様書（CD-ROM）を郵送により配布・貸出を

する。配布・貸出は無料とする。（現場説明会は行わないものとする。）

　（２）配布した図面・仕様書（CD-ROM）は入札日に持参し、返却するものとする。

　（３）設計図書等の配布日は、令和元年１１月７日（木）とする。

　５　設計図書等に関する質疑及び回答

　（１）質疑提出期限　令和元年１１月１５日（金）午後５時まで

　（２）質疑提出先　　株式会社平設計　担当　安達一郎　米子市東町１７７

　（３）質疑提出方法　電子メールによる（E-mail:i.adachi@tairasekkei.com）

　（４）回答　　　　　令和元年１１月１９日午後５時まで

　（５）回答方法　　　全社に電子メールにて送信

　６　入札方法等

　（１）入札方法　　　制限付一般競争入札

　（２）予定価格　　　有（公開しない。）

　（３）最低制限価格　無

　（４）入札保証金　　免除

　７　入札の日時等

　（１）日　時　　令和元年１１月２２日（金）午後２時から

　（２）場　所　　米子市一部５５５番地

　社会福祉法人博愛会　会議室

　８　落札者の決定

　（１）入札参加者は、第１回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内

訳書（別紙様式８に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該

入札の会場に持参し、入札執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。

　　ア　提出した工事内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者又は入札執行者の求めに応じてその場で工事内訳書を提出しない者は、失格とする。

　　イ　工事内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

　　ウ　提出された工事内訳書は、返却しない。

　（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を

加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）

をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の１１０

分の１００に相当する金額を入札書に記入すること。

　（３）落札者とすべき同額の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を

決定するものとする。

　（４）入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無

効とする。

　（５）落札者（免税事業者に限る。）は、落札決定後、免税事業者であることを明記した

　　　届出書を提出すること。

９　入札にあたっての注意事項

（１）代理人をして入札するときは、必ず委任状を提出すること。

（２）入札を辞退するときは、辞退届を提出すること。

（３）入札は、即時開札とする。開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、ま

たは入札に関して不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入

札の執行を中止し、または取りやめる事がある。

（４）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律

第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（５）入札参加者は、入札書の記載事項について抹消、訂正または挿入をしたときは、当

該箇所に押印をしなければならないが、金額を改めることはできない。

（６）入札参加にあたっては、入札日当日に工事内訳書を持参すること。ただし、再度入

札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとさ

れた者は、工事内訳書を後日提出すること。

（７）委任状、入札書のあて先は、社会福祉法人博愛会とする。

（８）入札回数は、３回までとする。３回の入札で落札しない場合は、３回目に最低価格

を提示した者と随意契約の交渉を行うことがある。

（９）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、

不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

　（10）入札時には、鳥取県職員、当法人の理事、監事及び評議員が立会うものとする。

　１０　契約方法等

　（１）契約は、建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書の標準書式について（昭

和４８年１１月２２日付け発管第３８５号鳥取県知事通知）によって行うものとする。

　（２）請負代金の額が１０００万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則の規

定による契約保証金として請負代金の額の１０分の１以上の額を保証する次のいず

れかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本

件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契

約保証金を請負代金の額の１０分の３以上の額とする。

　　ア　契約保証金の納付

　　イ　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　　ウ　金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律第３条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証会社をいう。）の保証

　　エ　公共工事履行保証証券による保証

　　オ　履行保証保険の締結

　（３）契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、鳥取県等から指

導があった場合には従うこと。

　（４）一括下請負契約を行わないこと。

　（５）契約書の作成は落札者が行うものとする。

　１１　支払条件

　（１）前金払については、鳥取県建設工事執行規則第６０条第１項の規定に準じて請負代

金の額が１０００万円以上の工事について、請負代金の額の１０分の４（入札価格に

よっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認め

た場合にあっては、１０分の２）の範囲内において前金払をする。

　　　　また、前金払の額を請負代金の１０分の２することに伴う一般管理費等の率の補正

を理由とした変更契約は、認めないものとする。

　（２）落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入

札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして

発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。

　（３）落札者が（２）により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、（１）により既に支払った前払金に追加して、請負代金の額の１０分の２の範囲内において前金払をする。

　（４）落札者が（２）により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第６５条第４項の規定による。

　１２　その他

　（１）入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

　（２）本工事は、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金交付事業で実施するものであるため、鳥取県関係課による諸検査に必要な書類等の作成への協力を要するものとする。

　本公告に関する問合せ先は、次のとおりとする。

　　　社会福祉法人博愛会　法人本部総務部　担当岩崎

　　　TEL：0859-37-1100 FAX：0859-27-7233

　　　〒689-3533　米子市一部５５５番地